

守 監 発 第 1 0 号
令和8年8月14日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則

守谷市監査委員 山 本 広 行

令和2年度から令和6年度の守谷市財政健全化比率の修正に係る
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、令和2年度から令和6年度の修正された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和２年度から令和６年度の守谷市財政健全化比率の修正に係る審査意見書

１ 審査の対象

審査に付された令和２年度から令和６年度の実質公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

令和８年８月１２日から令和８年８月１４日まで

３ 審査の方法

審査に付された実質公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に修正されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

審査に付された修正後の実質公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に修正されているものと認められる。

修正後の実質公債費比率は次のとおり。

決算年度	実質公債費比率（３箇年平均）		早期健全化基準
	修正前	修正後	
令和２年度	４．０％	３．９％	２５．０％
令和３年度	４．２％	４．１％	
令和４年度	４．５％	４．３％	
令和５年度	４．４％	４．１％	
令和６年度	４．０％	３．７％	

修正された実質公債費比率は、早期健全化基準を大きく下回っており、おおむね良好な状態を維持しているといえる。

５ 意見

実質公債費比率は、地方自治体の借入金の返済額（公債費）の大きさを財政規模に対してどれくらいの割合を占めるのかを表したものであり、自治体の財政健全度や資金繰りの厳しさを判断する重要な指標である。今後は、このような誤りが起こらないよう再発防止を徹底するよう求めるものである。